

前回の特別委員会における主な委員意見とその対応案

主な委員意見の概要	対応案
① 題名・前文について ・ 題名・前文についても今後検討が必要ではないか。	→ 題名・前文については、委員間討議において検討することとします。
② 茶生産者が行う取組への配慮について ・ 「茶生産者が行う取組への配慮」に関する旨の規定について、「適切な配慮を行うよう努めるものとする」では、表現が弱すぎるのではないか。	→ 「6 基本的施策」の「(1) 伊勢茶の普及の促進」の「④ 伊勢茶の新たな需要の開拓の促進」の2つ目の項において、「適切な配慮を行うよう努めるものとする」を「適切な配慮をしなければならない」に表現を改めました。 ※ 需要開拓の取組への支援のうち、生産者が行う取組についてより手厚く支援する趣旨で、「上記の支援に当たっては、(…)適切な配慮を行う」という構文としているため、これを「支援する」に改めると、構文だけでなく、上記の趣旨そのものを大きく変更する必要があります。
(参考) 事務局に対する質問 ・ 「努めるものとする」以外の立法例はあるのか。	→ 基本的には、個別の規定における義務付けの強さに応じ、「するものとする」や「努めなければならない」に改めていくことが考えられます。 このほか、「積極的に行うものとする」、「主体的に(…)努めなければならない」等の立法例がありました。
③ 伊勢茶学に基づく食育の推進について ・ 伊勢茶学に基づく食育の推進に関する規定については、伊勢茶学がどのようなものを指すのかを含めて、より一層検討する必要があるのではないか。	→ 「6 基本的施策」の「(2) 伊勢茶に親しむ機会の確保」の「② 伊勢茶学に基づく食育の推進」については、伊勢茶学の定義も含め、委員間討議において検討することとします。

※ このほか、所要の修正を行っています。